

博士学位申請論文審査報告要旨

申請者氏名	山下 絢
学位の種類	博士(文学)
論文題目	学校選択制の政策評価
審査要旨	
<p>本論文は近年、日本の学校教育に大きな影響を及ぼしている学校選択制度について、量的調査の詳細な分析を通じて、新たな知見を提供するものである。</p> <p>日本ではこれまで学校選択制に関する実証研究が十分ではなく、エビデンスに基づく政策形成(EBPM)を進めるためにも、日本における義務教育段階の学校選択制の実態と課題を、学校を選ぶ側の視点と選ばれる側の両者の視点から、データ分析に基づいた研究が求められてきた。本論文は、こうした政策立案上と教育実践上の研究課題の解明を目指したものである。</p> <p>本論文は、「選ぶ側」の児童生徒の視点と「選ばれる側」の教師の視点の両者から学校選択制の分析を行っている。海外の研究でも、教師の視点から学校選択制を検討した実証研究の蓄積は十分ではなく、児童生徒と教師の両方の視点を設定する分析視角は、本論文の特色の一つでもある。</p> <p>なお、本論文は 2021 年に刊行された『学校選択制の政策評価:教育における選択と競争の魅惑』(勁草書房)に二つの補論を追加するなどの修正を加えたものである。本書籍は日本教育行政学会において、特にすぐれた教育行政研究に対して与えられる 2021 年度「学会賞」を授与されている。</p> <p>以下、本論文の構成と内容についてまとめる。</p> <p>本論文は、序章、保護者の視点からみた学校選択制を検討する第Ⅰ部(第1章から第3章)、教師の視点からみた学校選択制を検討する第Ⅱ部(第4章から第5章)、理論・実践上の先行事例にあたるアメリカのチャータースクールの状況を検討し、本研究で得られた知見をまとめ、残された研究課題を提示した第Ⅲ部(第6章から終章)、および東京都品川区における教育改革全体と学校選択について保護者と教員を対象としたアンケート結果を分析した二つの補論から構成されている。</p> <p>序章(課題設定)では、課題設定として、本研究の目的と背景、意義、問いと本論文の全体の構成について整理されている。</p> <p>第1章(学校選択制と保護者の社会階層)では、誰が学校選択を行うのかという学校選択主体の問題が社会階層の視点から検討された。『モノグラフ中学生の世界 保護者の学校選択』データの二次分析を通じて、私立学校、公立・指定学校、公立・選択制学校の3つの選択肢が同時に検討される「並列構造」であること、および選択に積極的な保護者の特性が明らかにされた。</p> <p>第2章(学校選択制と学校の特性)では、学校選択制下における学校内、特に児童生徒の集団構成上の特性が、東京都品川区の保護者へ行ったアンケート調査をもとに検討された。選択希望申請者数の割合が高い人気のある学校の児童の保護者は学校外教育費支出が多く、子どもに対する保護者の進学期待などの意識も高いことが確認され、均質化と差異化のメカニズムやクリーム・スキミングが生じていることが示唆された。</p> <p>第3章(学校選択制とソーシャル・キャピタル)では、学校選択制下におけるソーシャル・キャピタル(ネットワーク、互酬性の規範、信頼)の実態が検証された。分析の結果、部分的にソーシャル・キャピタルが醸成されていることが示された一方で、選択希望申請者数の割合が高い学校においてフリーライド問題が発生しやすくなることも示された。</p> <p>第4章(学校選択制と関係的信頼)では、学校選択制が実施されている品川区の学校に勤務する教師を対象として、関係的信頼(relational trust)の概念をもとにして、学校選択制のもとでの、(1)教師と教師の関係(教師相</p>	

申請者氏名 山下 絢

互の関係)、(2)教師と保護者の関係、(3)教師と地域住民の関係が検討された。

第5章(学校選択制と教師の職務満足度)では、品川区でのアンケート調査結果を利用して、学校選択制と教師の職務満足度の関係が検討された。分析の結果、特に中学校では、学校選択における選択希望申請割合が低いことだけでなく、高いことも教師の職務満足度にマイナスの影響を及ぼしていることが明らかとなった。

第6章(米国におけるチャータースクールの実態と課題)では、米国におけるチャータースクール(charter school)をめぐる研究動向の検討を通じて、学校選択制を基盤とした新しいタイプの公立学校創設において、人種分離・隔離の問題と公平性の追求におけるトレードオフの問題があること、入学希望者数と比較して限られた定員枠をめぐるトレードオフの問題があること、およびアフーマティブ・アクション機能を備える一方でトラッキング機能も備えており、新たな格差問題が生じうる危険性があることを明らかにした。

以上の検証を通じて、終章(知見のまとめと今後の課題)では論文全体の結論と今後の課題が示された。第1に、保護者の学校選択の意思決定は複数の選択肢を同時に勘案する並列構造であることが示された。第2に、学校を選ぶ側である児童生徒の視点からは、保護者(子ども)の学校選択の意思決定に社会階層が影響しており、また、学校の人気度合いによって学校の児童生徒の集団構成上の偏在化がうかがえ、学校選択制による学校の序列化の拡大が示唆された。ただし、学校選択制導入によって懸念されていた、ソーシャル・キャピタルの毀損は必ずしも確認されなかった。第3に、選ばれる側である教師の視点からは、人気度合いの高い学校に勤務する教師の关系的信頼の醸成の困難さや職務満足度の低さが確認され、学校選択制の導入目的としての教師の意識改革や学校改革の実現の困難さが示された。第4に、新しいタイプの公立学校の一つの形態であるチャータースクールの検討からは、学力向上が見込まれる一方で、人種分離・隔離の問題と公平性の追求におけるトレードオフの問題や入学可能な少ないパイをめぐるトレードオフの問題、そして意図せざる結果としての新たな格差問題が生じる可能性が示された。

公開審査会においては参加者から内容面や分析方法の新規性、および結論で示された内容についての学術的な意義を高く評価する意見が多く出された。特に学校選択制の効率性と公正性に焦点をあてた実証的な研究となっていることは高く評価された。

一方で、選択行動の地域間での違い、親のネットワークが選択行動に与える影響、教師の職務に対する満足度の指標、あるいは因果関係を主張するための操作変数については、本研究では十分検討されているとはいえないとの指摘も見られた。こうした課題は、学校選択制の研究が抱えている本質的な課題である、地域性、時間軸、学力と効率性の3点をどのように捉えるかによっても多様に論じられうることも確認された。しかし、本論文が日本における学校選択制研究の新たな道標となることは誰もが認めるものであり、ここで指摘されている残された課題自体が、日本の教育行政学研究全体で引き受けるべきものであるとの認識も共有された。

以上のように、本論文は従来の教育行政学、特に学校選択制の研究を進展させ、新たな研究領域・課題を提示したものとして、博士(文学)の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。

公開審査会開催日	2023年 1月 24日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	氏名	専門分野	博士学位
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	沖 清豪	教育学(教育制度)	
審査委員	愛媛大学大学院教育学研究科・教授	露口 健司	教育行政学・教育経済学	博士(九州大学)
審査委員	早稲田大学文学学術院・准教授	阿比留 久美	社会教育学	博士(早稲田大学)